


## 令和4年度開所予定 特別養護老人ホームの入所申込みについて

### 申込みの概要

- ☆ 申込書の配布場所： 区役所高齢・障害支援課、地域ケアプラザ、特別養護老人ホーム、横浜市健康福祉局高齢施設課
- ☆ 申込期間： 令和3年10月1日（金）～令和3年11月19日（金）【17時必着】  
**申込期間内にご提出いただいた申込書の記載内容に基づき、各施設で選考します。**  
※ 新規開設施設については、申込期間内に申込んだ方から優先して入所をご案内します。（※優先枠）  
※ 申込期間終了後も申込みは可能です。
- 
- ☆ 申込方法： 郵送
- ☆ 申込先： 〒233-0002 港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー10階  
特別養護老人ホーム入所申込受付センター（高齢者施設・住まいの相談センター内）  
**※来所の際は、事前にご連絡（電話：045-840-5817、FAX：045-840-5816）してからお越しください。**
- ☆ 問合せ先： 施設の問合せ先（裏面参照） 又は 健康福祉局高齢施設課（電話：045-671-3923、FAX：045-641-6408）
- ☆ 記入上の注意： 申込施設数は**5か所まで**となっておりますので、**申込施設の変更・追加をする場合は、既に申込んだ施設と合わせて5か所以内となるよう記載してください。**以前申込んだ施設について引き続き申込みを希望される場合は、当該施設も含めてご記入ください。  
： 特別養護老人ホームは原則要介護3以上の方が入所できる施設です。そのため、**要介護認定を受けていない方、認定有効期間が切れている方、要支援1・2の方、要介護1・2で特例入所要件（※）のいずれにも当てはまらない方はお申込みできません。**  
（※特例入所要件については、「横浜市特別養護老人ホーム入所申込みのご案内」及び「特別養護老人ホーム入所申込書（兼同意書）A面」をご覧ください。）
- ☆ 留意事項： 横浜市では「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」を定め、入所の必要性・緊急性の高い方から入所をご案内しています。指針を適切に運用するため、予約的な申込みはご遠慮ください。

施設の概要

☆ 施設に入居すると、介護サービス費の1割(又は2割・3割)負担、居住費、食費、日常生活に要する費用(理美容代など)等がかかります。

☆ **居住費・食費の金額は施設ごとに異なります。金額は予定であり、今後変更される可能性があります。詳細は下記の間合せ先にご確認ください。**

※ 居住費・食費については、収入の低い方のサービス利用が困難にならないよう、所得や資産等に応じて負担限度額が設けられ、利用料の負担が軽減されます。  
この軽減を受けるには、お住まいの区の区役所保険年金課で申請する必要があります。

新規開設分

※ 入所申込については、申込期間内に申込んだ方から優先して入所をご案内します。(※優先枠)

(※1)月額(30日分)の予定金額です。

施設名称 (仮称)	施設所在地	交通手段	設置主体法人 (代表者)	間合せ先		定員			開所 予定	費用の目安(※1)		施設の特徴
				住所	電話番号	特養	ショート ステイ	デイ サービス		①居住費	②食費	
特別養護老人ホーム みなもの桜	横浜市南区 中村町4-274-8	・横浜市営地下鉄「阪東橋駅」 徒歩9分 ・京浜急行本線「黄金町駅」 徒歩12分	社会福祉法人 横浜社会福祉協会 (小林 進)	横浜市南区中村町5-315 みなもの桜 開設準備室	050-5211-5194	90	10	—	R4.4	60,180円	48,000円	・川の水面に漂う美しい桜の花びらのように、入居される方にゆっくりと流れる時間を過ごしていただきたいという願いで施設作りを行います。 ・入所者一人ひとりが個性と生活リズムに合わせた「尊敬ある個別ケア」を提供します。 ・一つのフロアに10室のユニットが2つと、小さな単位でできる細やかなケアを実現します。 ・「終の住み処」として、生活リズムと、個性を維持しながら、その時まで自分らしく生活できる家となります。
特別養護老人ホーム しょうじゅの里三ツ境 (※2)	横浜市瀬谷区 三ツ境78-1	・相模鉄道「三ツ境駅」 徒歩13分	社会福祉法人 兼聖会 (赤枝 真紀子)	横浜市緑区三保町171-1 特養しょうじゅの里三保内	045-921-0013	29	0	—	R4.5	60,180円	43,350円	・全室にトイレ・洗面台を設置しています。 ・本施設にて「ユニットリーダー研修実地研修施設」として全国から実習生の受け入れを行っています。 ・本施設で「横浜市福祉サービス第三者評価」受賞済みです。
特別養護老人ホーム ひざり園	横浜市港南区 上永谷町4610-1	・横浜市営地下鉄「上永谷駅」下車 横浜市営バスにて「港南プラザ」 徒歩7分 ・JR横須賀線他「戸塚駅」下車 江ノ電バスにて「港南プラザ」 徒歩7分	社会福祉法人 信々会 (坂 信一)	横浜市港南区野庭町108-1-221号室 ひざり園 開設準備室	045-846-6112	100	20	—	R4.7	60,000円	47,700円	・1フロアに3カ所の特浴室があり、3種類の機械浴を設置し身体状況に応じた入浴介助を実施します。 ・敷地内に入所者の散歩や日光浴、地域の方も自由に使用できる屋外広場があります。 ・外部講師による複数種類の体操教室を開催し、心身の機能維持を図ります。 ・季節を感じることでできる行事食の提供や「食」を楽しむ取り組みを実施します。 ・移乗時の動作・姿勢の安定を図ることのできる前方ボードを全てのトイレに設置しています。
特別養護老人ホーム シーサイドかなざわ	横浜市金沢区 柴町343-5	・金沢シーサイドライン 「海の公園柴口駅」 徒歩3分	社会福祉法人 昴 (鈴木 修)	横浜市西区北幸2-8-4 社会福祉法人昴(法人本部)内 シーサイドかなざわ 開設準備室	045-326-2012	100	0	35	R4.8	60,180円	51,000円	・法人理念である「思いやりの心」を身につけた職員が、心からお迎えし寄り添います。 ・通所介護、企業主導型保育所、フィットネスジム、カフェ等を併設、子どもから高齢者までが集い住み慣れた地域でその人らしく過ごしていただけるよう、安心で快適な生活を提供いたします。 ・八景島を望む立地で、自然と親しみ、風を感じながら、健やかに過ごしていただけます。 ・透析をはじめ、施設で対応可能な医療ニーズの高い方もご入所いただけます。 ・法人内にて、平成18年より充実したお看取り介護を実施しております。

(※2)横浜市が発行する介護保険証をお持ちの方のみが申込みできる、地域密着型特養です。

## ユニット型特別養護老人ホームの利用料の目安

(金額は全て1,000円未満切り上げで表記しています)

負担限度額		利用料合計 (月額:30日分)	内 訳		
			介護 サービス費	居住費	食費
第1段階	・市民税非課税世帯(※1)で高齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	6.4万円	= 3.0万円 (※3)	2.5万円	0.9万円
第2段階	・市民税非課税世帯で、「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額」の合計が年間80万円以下で、本人の預貯金等(※2)の合計額が650万円(配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,650万円)以下の方	6.7万円		2.5万円	1.2万円
第3段階①	・市民税非課税世帯で、「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額」の合計が年間80万円超の120万円以下で、本人の預貯金等の合計額が550万円(配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,550万円)以下の方	9.0万円		4.0万円	2.0万円
第3段階②	・市民税非課税世帯で、「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額」の合計が年間120万円超で、本人の預貯金等の合計額が500万円(配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,500万円)以下の方	11.1万円		4.0万円	4.1万円
第4段階	上記以外の方	13.5万円～ (限度額なし)		6.1万円	4.4万円

施設が設定する金額(施設により異なります。)

ここでは国の定める基準費用額を用いています。

※1 本人が属する住民基本台帳上の世帯。(配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含めます。)

※2 第2号被保険者は段階に関わらず1,000万円(配偶者がいる場合は2,000万円)以下。

※3 1割負担で、要介護度5の方の場合。

### 1 居住費・食費について

- (1) 負担限度額が第4段階の方の**居住費・食費は施設ごとに金額が異なります。**
- (2) 所得の低い方のサービス利用が困難にならないよう、所得や資産等に応じて居住費・食費に負担限度額が設けられます。  
この軽減を受けるには、お住まいの区の区役所保険年金課に申請する必要があります。(介護保険負担限度額認定証)

### 2 介護サービス費について

- (1) 上記の金額は、介護サービス費が1割負担で、要介護5の方の場合です。  
一定以上の所得がある方は、負担割合が2割または3割になります。  
負担割合は、「介護保険負担割合証」に記載されています。
- (2) 1か月の介護サービス費が上限額を超えた場合、超えた分が「高額介護サービス費」として払い戻されます。  
この払い戻しを受けるには、お住まいの区の区役所保険年金課で申請する必要があります。

#### <高額介護サービス費支給による自己負担の上限額>

所得区分	上限額(月額)
現役並み所得者Ⅲ(市民税課税世帯※1で課税所得が690万円以上)に相当する方がいる世帯の方	140,100円(世帯)※3
現役並み所得者Ⅱ(市民税課税世帯で課税所得が380万円以上690万円未満)に相当する方がいる世帯の方	93,000円(世帯)※3
現役並み所得者Ⅰ(市民税課税世帯で課税所得が380万円未満)に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)
<b>市民税非課税世帯の方</b>	
・高齢福祉年金を受給している方	24,600円(世帯)
・前年の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額※2」の合計が年間80万円以下の方	15,000円(個人)
生活保護等を受給されている方	15,000円(個人)※4

※1 「世帯」とは、住民基本台帳の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

※2 その他の合計所得金額…合計所得金額から公的年金等に係る雑所得(公的年金等収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額)を差し引いた金額(マイナスの場合は、0円として計算します。)

※3 令和3年8月のサービス利用分から段階が追加されました。

※4 上限額を15,000円に減額したことにより生活保護の被保護者とならない方は世帯で15,000円になります。